

令和8年6月23日に発生した
出雲市今市町の建物火災に係る島根県の支援策

島根県

(暮らしを支えるための支援策)

県税関係	1～2ページ
相談窓口	3～4ページ
福祉関係	5ページ
教育関係	6～7ページ

(お住まい確保のための支援策)

住宅関係	8ページ
------	------

(商工事業者向けの支援策)

商工関係	9～10ページ
------	---------

(概要) 災害により事業用資産に損害を受けた場合など、
一定の要件を満たすときは、申請により次の制度が適用になります。

1. 申告期限及び納期限の延長等

申告書、申請書などの提出又は納付（納入）の期限が、
災害のやんだ日から2月以内を限度として延長されます。

2. 納税の猶予

納税者又は特別徴収義務者の方が被災されたために、
県税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、
原則1年間を限度として納税が一定期間猶予されます。

3. 減免

法人の県民税、法人の事業税、個人の事業税、不動産取得税、
自動車税及び狩猟税については、県で定める基準により減免されます。

(お問い合わせ先)

東部県民センター	松江市東津田町1741-1 (松江合庁 2階)	0852-32-5630 0852-32-5632
〃 雲南事務所	雲南市木次町里方531-1 (雲南合庁 1階)	0854-42-9520
〃 出雲事務所	出雲市大津町1139 (出雲合庁 2階)	0853-30-5532
西部県民センター	浜田市片庭町254 (浜田合庁 1階)	0855-29-5523
〃 県央事務所	大田市大田町大田イ236-4 (あすてらす 2階)	0854-84-9576
〃 益田事務所	益田市昭和町13-1 (益田合庁 2階)	0856-31-9516
隠岐支庁県民局	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 (隠岐合庁 3階)	08512-2-9617



I 消費生活相談

(概要) 火災に便乗した悪質商法等の相談を受け付けます。

(問い合わせ先) 島根県消費者センター (松江)

電話番号 : 0 8 5 2 - 3 2 - 5 9 1 6

受付時間 : 平日8:30~17:00

日曜8:30~17:00 (12:00~13:00を除く)

または 島根県消費者センター石見地区相談室 (益田)

電話番号 : 0 8 5 6 - 2 3 - 3 6 5 7

受付時間 : 平日8:30~17:00 (12:00~13:00を除く)

II 外国人住民のための多言語相談窓口

(概要) 生活全般の相談を受け付けます。

(問い合わせ先) 公益財団法人しまね国際センター

電話番号 : 0 7 0 - 3 7 7 4 - 9 3 2 9

(相談専用ダイヤル) [25言語対応]

受付時間 : 平日、第4日曜9:00~17:00

Ⅲ 健康に関する相談

(概要) 被災された方やその関係者などを対象に、
健康に関する相談をお受けします。

(相談窓口) 出雲保健所

電話番号：0853-21-8785

受付時間：平日8:30～17:00

島根県健康福祉部健康推進課健康増進係

電話番号：0852-22-5255

受付時間：平日8:30～17:00

1. 資金の貸付

(1) 生活福祉資金

(概要) 低所得世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。

(問い合わせ先) 各市町村社会福祉協議会

電話番号：0852-32-5996

島根県健康福祉部地域福祉課地域福祉係

電話番号：0852-22-5089

(2) 母子父子寡婦福祉資金

(概要) 母子世帯、父子世帯及び寡婦の方を対象とした資金貸付制度

(問い合わせ先) 島根県健康福祉部青少年家庭課ひとり親支援第2係

電話番号：0852-22-6688

2. 児童福祉施設などの費用負担の減免

(概要) 児童福祉施設等に入所している児童の費用徴収額を負担している方が所有・居住する住宅が火災による被害を受けた場合、被害状況に応じて減免します。

(問い合わせ先) 中央児童相談所：0852-21-3168

出雲児童相談所：0853-21-0007

浜田児童相談所：0855-28-3560

益田児童相談所：0856-22-0083

I 県立学校等の奨学金・授業料減免

(概要) 奨学金や授業料の減免を受けられる場合があります。

1. 高等学校等奨学金 (緊急奨学生枠)

(問い合わせ先) 公益財団法人島根県育英会

電話番号：0852-28-1981

または 在学中の学校

2. 県立学校

(1) 高等学校の授業料等の減免

(問い合わせ先) 島根県教育庁学校企画課

電話番号：0852-22-5799

または 在学中の学校

(2) 特別支援学校の就学奨励費

(問い合わせ先) 島根県教育庁特別支援教育課

電話番号：0852-22-5420

または 在学中の学校

II 私立学校等の給付金・授業料減免及び高等教育の授業料減免

被災により保護者等の就労が困難となった場合などに
授業料の減免や奨学のための給付金を受けられる場合があります。

1. 私立高等学校等の授業料減免

(概要) 県内の私立中学校、高校に通う生徒の保護者を対象に、
授業料減免が受けられる制度です。

(問い合わせ先) 各私立中学校・私立高校

2. 奨学のための給付金

(概要) 私立高校などに通う生徒の保護者を対象に、
授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）を給付する制度です。

(問い合わせ先) 各私立高校など

3. 高等教育の授業料減免（修学支援新制度）

(概要) 大学、短大、専修学校などに通う学生を対象に、
授業料減免が受けられる制度です。

(問い合わせ先) 各大学等

県営住宅の提供

(概要) 火災により住宅に被害を受けられた方に対し、一時的な住まいとして、
県営住宅を提供します。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 提供戸数 | 10戸程度 (旧出雲市内) |
| (2) 提供期間 | 原則として1年以内 (6ヶ月更新) |
| (3) 家賃・駐車場代 | 全額免除 (敷金・退去修繕費は不要) |
| (4) その他 | 照明器具、ガスコンロ、湯沸かし器は無償貸与 |

(問い合わせ先) 島根県土木部建築住宅課住宅管理係
電話番号：0852-22-6588



I 被災された事業者の方への資金繰り支援

島根県中小企業制度融資「災害復旧資金」

(概要) 直接的な被害、又は売上の減少等の間接的な被害を受けた事業者の皆様の復旧のための
低利・長期の融資制度です。

(1) 対象者

次の要件のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人

- ① 災害により、直接被害を受けた方
- ② 災害により、売上の減少等の間接的な被害を受けた方

(2) 資金使途

設備資金、運転資金

(3) 融資限度額

設備資金 5, 000万円

運転資金 3, 000万円

(4) 融資期間

12年以内 (据置期間2年以内を含む。)

(5) 融資利率

責任共有 利率 年1.45% (固定)

責任共有外 利率 年1.30% (固定)

(6) 信用保証料率

年0.40%~年1.70%

(7) お申込先

出雲商工会議所 (0853-25-3710)

その他県内の各商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

(問い合わせ先) 島根県商工労働部中小企業課金融係

電話番号: 0852-22-6204

II 相談窓口

(概要) 被災された事業者の方からの相談を受け付けます。

様々な経営及び資金繰りに関する相談窓口

(問い合わせ先) 出雲商工会議所 経営支援課

(電話番号) 0853-25-3710

(問い合わせ先) 島根県信用保証協会 出雲支店

(電話番号) 0853-21-4998

※その他の支店でも受け付けております

0852-22-2837 (本店営業部)

0855-22-0833 (浜田支店)

0856-22-4567 (益田支店)

または 島根県商工労働部中小企業課商工団体係

電話番号：0852-22-6554